

保存版

暴風来襲における学校の臨時休業並びに幼児・児童・生徒の安全確保について

南城市教育委員会

1 臨時休業を行う場合

沖縄県教育委員会がマスコミや気象台の協力を得て、テレビ・ラジオで臨時休業を伝えます。

テレビやラジオで伝えられない場合でも、市教育委員会が臨時休業の判断をすることもあります。その場合、学校へ速やかに連絡するとともに放送で市民に伝えます。

また、学校長は、学区内の状況（河川の氾濫、道路の欠壊、土砂崩れなど）に応じ、独自に臨時休業を行う場合もあります。

テレビ・ラジオの台風情報に注意し確認すること

2 警報解除に伴う登校

テレビやラジオでは、「警報解除に伴う登校」については、放映・放送されません。

	状 況	園児、児童、生徒の対応	給食
①	午前7時までに解除	①普通どおり登校、登園	有り
②	午前7時～9時までに解除	①10時までに登校 ②3・4校時の時間割を準備する。 4校時終了後下校 ※幼稚園は休園	無し
③	午前9時～12時までに解除	①家庭で昼食をとり、 午後1時30分までに登校 ②午後の時間割を準備する。	無し
④	正午（12時）以降に解除	①引き続き臨時休校 ②各家庭で学習 外出しないようにお願いします。	